

許可要件区分表

行為種別	区分		
	A	B	
危険物の持込み	<ul style="list-style-type: none"> 劇場 演芸場 公会堂 映画館 観覧場 集会場 	<ul style="list-style-type: none"> 百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む店舗 	
	<ul style="list-style-type: none"> キャバレー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店 	<ul style="list-style-type: none"> 展示場 	
		<ul style="list-style-type: none"> 劇場 演芸場 公会堂 映画館 観覧場 集会場 	
		<ul style="list-style-type: none"> キャバレー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店 高さ100m以上の建築物 	
	<ol style="list-style-type: none"> 避難上又は通行上支障のない場所であること 転倒又は落下のおそれのない場所であること 消火器具が設けられていること 幕類、大道具用合板は防火性能を有したものであること 防火管理者等による監視、消火及び点検等の体制が講じられていること 危険物の取扱量は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に定める数量(以下「指定数量」という。)の100分の1未満であること 可燃性固体類、可燃性液体類の取扱量は、条例別表第3に定める数量の500分の1未満であること 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限り許可対象とする。)については、ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること 火薬類(打揚げ煙火を除く煙火に限る。)については、火薬、爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満であること <ol style="list-style-type: none"> 0.1グラム以下のものは50個 0.1グラムを超え15グラム以下のものは10個 	<ol style="list-style-type: none"> 避難上又は通行上支障のない場所であること 転倒又は落下のおそれのない場所であること 消火器具が設けられていること 階段室内等から水平距離5メートル以上離れていること。ただし、不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること。ただし、不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない 防火管理者等による監視、消火及び点検等の体制が講じられている場合はこの限りでない 危険物の取扱量は、指定数量の5分の1未満であること 可燃性固体類、可燃性液体類の取扱量は、条例別表第3に定める数量の25分の1未満であること マッチの取扱量は、40キログラム未満であること 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限り許可対象とする。)については、ガス総重量10キログラムに相当する個数未満であること 	<ol style="list-style-type: none"> 避難上又は通行上支障のない場所であること 転倒又は落下のおそれのない場所であること 消火器具が設けられていること 階段室内等から水平距離5メートル以上離れていること。ただし、不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない 防火管理者等による監視、消火及び点検等の体制が講じられていること 危険物の取扱量は、指定数量の10分の1未満であること 可燃性固体類、可燃性液体類の取扱量は、条例別表第3に定める数量の50分の1未満であること マッチの取扱量は、20キログラム未満であること 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限り許可対象とする。)については、ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること

許可要件区分表

行為種別	区分		
	A	B	C
危険物の持込み	<ul style="list-style-type: none"> 劇場 演芸場 公会堂 映画館 観覧場 集会場 	<ul style="list-style-type: none"> 百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む店舗 	<ul style="list-style-type: none"> 劇場 演芸場 公会堂 映画館 観覧場 集会場
	<ul style="list-style-type: none"> キャバレー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店 	<ul style="list-style-type: none"> 展示場 	<ul style="list-style-type: none"> キャバレー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店 高さ100m以上の建築物
	<p>10 煙霧発生機器で舞台効果のために使用する機器（危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は許可しない）については、次によること</p> <p>(1) 性能等が明確で安全性が確認されていること</p> <p>(2) 機器に対する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと</p>	<p>11 火薬類（煙火に限る。）については、次によること</p> <p>(1) がん具用煙火は、他の物品と混在せず、専用のガラスケース等に収納し、顧客等が直接手をふれない措置が講じられていること</p> <p>(2) がん具用煙火は、総薬量5キログラムに相当する個数未満であること</p>	<p>10 火薬類（煙火に限る。）については、次によること</p> <p>(1) がん具用煙火（クラッカーに限る。）は、総薬量0.1キログラムに相当する個数未満であること</p>